

平成29年度 第3回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成30年1月22日（月） 午後2時～午後4時
開催場所：豊田市役所 南51会議室（南庁舎5階）
出席委員：建部 謙治 谷口 功 松本 幸正 河木 照雄
加藤 和男 岩田 淳 太田 博康 桜井 秀樹
水野 博史 水野 昌仁（石原 伸員代理） 松原 光彦
伊藤 房治 梅村 豊作 西尾 和孝
以上 14名（欠席4名）

事務局出席者：企画政策部 安田部長 阿久津副部長
都市計画課 加藤課長 ほか

（開会時間 午後2時）

開 会

付議書伝達

礒谷副市長挨拶

審議会成立条件の報告と今審議会の出席状況の報告

- ・ 18名の委員のうち、14名の出席
- ・ 審議会条例第6条第3項の規程による「2分の1以上」の出席であり、
審議会は成立

会議録署名者の指名

会議録署名者 加藤和男委員、河木照雄委員

議案審議

※四郷地区についてまとめて説明及び質疑応答をするため、議案が前後します。

第1号議案 「豊田都市計画 用途地域の変更について（四郷地区）」

第2号議案 「豊田都市計画 地区計画の決定について（四郷地区計画）」

第3号議案 「豊田都市計画 準防火地域の変更について（四郷地区）」

内容説明

<用途地域制度>

- ・用途地域は、地域ごとのまちづくりにあった内容を定め、市街地の大きな土地利用の方向性を示すもの
- ・土地利用の方向性に合わせて、建築できる建物等についての規制が用途地域ごとに定められている。
- ・この用途地域は、12の用途地域に区分され、主として、「住宅地」、「商業・業務地」、「工業地」の3つに区分され、住環境等の保全の実現を図っている。
- ・「住宅系」は、主に住宅を中心とした土地利用を進める地域であり全部で7種類
- ・「商業系」は、主に商業・業務を中心とした土地利用を進める地域であり全部で2種類
- ・「工業系」は、主に工業を中心とした土地利用を進める地域であり全部で3種類
- ・住居系用途地域の中では準住居地域の用途の制限が一番緩く、第1種低層住居専用地域の用途の制限が一番厳しい。
- ・商業系用途地域は、住居系用途地域に比べ用途の制限が緩い。
- ・今回の対象区域は、四郷駅周辺の約30ha
- ・当地区は豊田市四郷駅周辺土地区画整理事業の地区に該当し、現在策定を進めている次期都市計画マスタープランの土地利用構想において、積極的に居住機能を誘導する居住誘導拠点に位置付けられている。
- ・当地区は大半を住宅地、一部を商業地としての土地利用を図るべき場所としているため、住居系土地利用を中心に一部商業系土地利用を誘導するよう、用地地域の変更や地区計画の決定を行う。

<地区計画の制度>

- ・地区計画は、その地区に合った建築物の用途や形、色彩などを細かく定め、各地域にふさわしい機能や優れた景観など、まちづくりを誘導する都市計画の制度
- ・建物が密集する地区の『まちの安全性の向上』、低層のまちに高層マンション等の建築物の抑制や小規模な宅地が増えることの抑制などができる。
- ・地区計画は、「目標・方針」と「地区整備計画」の2つの軸で構成される。
- ・1つ目の「目標・方針」では、地区としての目標、将来像を規定する。

- ・ 2つ目の「地区整備計画」では、目標や方針を実現するため、建物の建築に当たっての具体的なルールを定め、建築物の制限条例の対象となる。

<用途地域の変更、地区計画の決定>

- ・ 四郷地区は、愛知環状鉄道四郷駅東側に位置し、現在、豊田四郷駅周辺土地区画整理事業が進められているほか、地区内において（都）豊田多治見線の整備が予定されている。
- ・ 現行の用途地域は、土地区画整理事業に備えるため、大半が第1種低層住居専用地域に指定されており、建ぺい率30%、容積率50%の厳しい建築制限がかかっている。
- ・ 北側の一部は第一種住居地域に指定されており、建ぺい率60%、容積率200%であり、土地区画整理事業の進捗に合わせて、今回用途地域の変更を行う。
- ・ 地区計画は、各用途地域に合わせて決定し、地区の特性に応じた土地利用を図っていきたいと考えている。
- ・ 今回の変更により、四郷駅前から国道419号までの区域は、高い利便性を生かした商業業務地としての土地利用を図っていきたいと考えるため、用途地域は近隣商業地域に変更し、地区計画は商業業務地区とする。
- ・ 近隣商業地域は建ぺい率80%容積率200%、その他の用途地域は建ぺい率60%容積率200%とする。
- ・ 近隣商業地域は、床面積10,000㎡を超えるショッピングセンターのような、大規模な店舗等の建築が可能だが、より商業的土地利用を促すため、地区計画は商業業務地区として、通常、近隣商業地域では建築できる、戸建て住宅のような専用住宅の建築については制限する。
- ・ 周辺の住環境に影響を与える、ぱちんこ・マージャン屋等、畜舎、床面積50㎡を超える倉庫などについても建築を制限する。
- ・ 国道419号の沿道は、店舗等の需要が高いと想定される区域になるため、周辺の住環境を保護しつつ、国道419号の沿道土地利用を図っていきたいと考え、用途地域は準住居地域に変更し、地区計画は国道沿道地区とする。
- ・ 準住居地域は住居系用途地域の中で最も建築制限の緩い用途地域になりますので、住環境に与える影響を考慮し、商業業務地区同様、ぱちんこ・マージャン屋等、畜舎、床面積50㎡を超える倉庫などについて建築を制限する。
- ・ 国道419号より西側区域については、鉄道沿線かつ四郷駅周辺のため、一定程度の店舗や事務所等の土地利用を図る必要があると考えるとともに、当該地の北側部分については、すでに第1種住居地域に指定されているため、連続性も考慮したうえで、第1種住居地域に指定し、地区計画は住宅A地区とする。
- ・ 第1種住居地域については、住宅、床面積3,000㎡以下の店舗・事務所・ボーリング場等遊戯施設・ホテル、旅館などの建築ができるが、住環境に与える影響を考慮し、地区計画において、建築できる店舗・事務所は床面積1,500㎡以下に制限し、ホテル・旅館、ボーリング場などの集客施設についてはすべて建築を制限する。

- ・近隣商業地域である商業業務地区や、準住居地域である国道沿道地区同様、畜舎、床面積 50 ㎡を超える倉庫などについても建築を制限する。
- ・国道 419 号より東側区域については、住宅地としての土地利用を図る区域とすることを考えるとともに、当地区北側の、住宅地としての土地利用の連続性を考慮し、第 1 種中高層住居専用地域に指定し、地区計画は住宅 B 地区とする。
- ・第 1 種中高層住居専用地域では、住宅、床面積 500 ㎡以下の店舗などの建築ができるが、事務所、ボーリング場等遊戯施設、ホテル・旅館などの建築はできない。
- ・土地区画整理事業により道路等が整備されるため、土地区画整理事業区域を境界とし、現在、第一種住居地域に指定されている、区画整理区域外の一部区域においても、北側区域との用途地域の連続性を考慮し、第 1 種中高層住居専用地域への変更を行う。
- ・当区域は用途地域の制限のみで、十分に良好な住環境の形成を図ることができると考えるため、地区計画で新たな建築の制限は行わない。

<その他の建築物等に関するルール>

- ・住宅 A 及び B 地区は、周辺住宅への圧迫感、北側の住宅への日当たり等を考慮して、高さ 12 m 以下とする。
- ・以下のルールは、全地区共通となる。
- ・最低敷地面積は 180 ㎡以上とする。
- ・建築物の位置はゆとりある居住空間の確保や火災時の延焼防止等を目的として、敷地境界から 1 m 以上離れた場所とする。
- ・道路・公園境界から 1 m 未満に設置する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等とする。これは、敷地の外からの透視性を確保することで空き巣等の被害を未然に防ぐ等の防犯面への配慮や、周辺からの圧迫感の緩和を目的としている。
- ・建築物の色彩については、周辺の環境と調和した色とする。

<準防火地域の変更>

- ・準防火地域の変更区域は、用途地域の変更区域及び四郷地区計画を決定する区域と同じ
- ・現在は、防火地域及び準防火地域のいずれも該当がなく、土地区画整理事業の事業効果を更に高め、より火災に強いまちづくりを進めるために、全域を準防火地域とする。
- ・準防火地域とは、火災に強く安全な街並みにしていくための、建物に関するルールで、豊田市では主要な駅の周辺などに指定されている。
- ・準防火地域内では、一定基準の耐火性能をもった建物とすることで、火災に強い街並み形成を図る。
- ・例えば木造住宅を建築する場合は、こちらの赤枠のとおり、外壁や軒裏を、火災時に火が燃え移らないように、燃えにくい構造や材質とすることが必要となる。

<都市計画手続>

- ・平成29年8月8日に計画内容の周知のために、地元住民の方への説明会及び都市計画案の縦覧を実施
- ・都市計画決定を行う際には、住民等の意見を反映させるため都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を実施
- ・地区計画については、住民の最も身近な都市計画であるため、都市計画法第16条に基づく都市計画の原案の縦覧を、平成29年11月15日から11月30日まで、豊田市都市計画課で行い、土地所有者等の利害関係者から意見を求めた。
- ・縦覧者、意見書の提出ともになし
- ・縦覧期間中のホームページのアクセス件数は43件
- ・都市計画法第17条に基づく案の縦覧を、平成29年12月20日から平成30年1月10日まで、豊田市都市計画課で行い、すべての案件において縦覧者、意見書の提出ともになく、アクセス件数は、用途地域の変更は22件、地区計画は14件、準防火地域の変更は12件
- ・今後の予定については、平成30年3月末の告示を予定

以上、第1号議案 「豊田都市計画 用途地域の変更について（四郷地区）」

第2号議案 「豊田都市計画 地区計画の決定について」

第3号議案 「豊田都市計画 準防火地域の変更について」内容説明

質疑応答

○谷口委員

- ・本計画区域は、歴史的な街道が走っていたエリアであり、歴史的な視点を踏まえた都市計画及びまちづくりをしていくようなルール等が必要ではないか。

○事務局

- ・常盤町周辺に定めている七州城城下町地区計画では歴史的な街並みを守っていくまちづくりルールの策定や、都市計画区域外ではあるが足助地区の景観計画の策定など、歴史的な視点を踏まえたまちづくりを行っている地域がある一方、当地区は新市街地の形成に重きを置いており、歴史的な視点を考慮したルールを定めていない。

○松本会長

- ・本区域の周辺に歴史的な価値のあるものや道標等は残っているのか。

○事務局

- ・基本的には農地として利用されていた場所であることは認識しているが、歴史的価値のある物があるか否かは詳しく把握していない。

○西尾委員

- ・四郷駅周辺は低地であり、西側には籠川という天井川がある。過去に氾濫を起こしたという話も聞いたことがあるため、集中豪雨があった際の被害が危惧される。また、元々農地であり、低湿地であるため水捌けなど懸念されるが、対策等が行われるのか。

○事務局

- ・新たな土地区画整理事業を実施するにあたり、調整池を設置して下流に大きな影響を及ぼさないような事業計画になっている。

○松本会長

- ・液状化については大丈夫なのか。

○事務局

- ・液状化が危惧される地域ではないと承知している。

○河木委員

- ・当該地区には消防署があると思うが、商業系の用途となるのか。
- ・住宅が増えると人口が増え、交通量が増えることが懸念されるが、どのような対策があるのか。

○事務局

- ・消防署があるところは準住居地域となる。ただし、準住居地域は、住居系のなかでも制限が少ない地域である。
- ・国道419号線（（都）豊田多治見線）は、将来、周辺の都市計画道路の整備も加味すると約4万台の交通量が想定される。ただし、当道路の計画は4車線であり、4車線化がなされたことを想定した混雑率を算出した結果、大きな混雑とはならない数値となる。四郷駅の駅前通りにおいても、交通配分にて確認した結果、交通量は4、5千台と特に支障はないものである。個々の交差点においては、土地区画整理が実施され、商業施設が建築された後の交差点需要率を確認しており、与茂田の交差点において若干基準を上回るものの、適正な交通処理がなされれば大きな問題はないと考えている。

○建部委員

- ・本計画は四郷駅東側にあたるが、西側について整備計画はないのか。

○事務局

- ・四郷駅東側のみの計画である。四郷駅周辺の鉄道駅としては、将来、上豊田駅周辺を同様に土地区画整理事業等により整備をしていく計画はある。

○谷口委員

- ・本計画によって、商業地及び住宅地ができることになるが、生活機能は計画区域内だけで収まるという認識でよろしいか。

○事務局

- ・日常生活を送る上では、計画区域内で事が足りると考えている。ただし、当該商業地と都心の商業地とは性質が異なるため、当該商業地にないものが必要な場合は都心等にも出向くことになると思われる。

- 梅村委員
 - ・最近区域の南側において国道沿いにスーパー等、いくつかの店舗が出店されたが、本計画の区域からは外れているのか。
- 事務局
 - ・当該地については、市街化調整区域の個別開発において開発がなされたものであり、本計画の区域には含まれていない。
- 松本会長
 - ・当該地を区域に入れる検討はしなかったのか。
- 事務局
 - ・検討はしたものの、本計画は土地区画整理事業によって都市基盤整備が行われることから、別の許可要件によって開発が行われた当該地は対象外としている。
- 桜井委員
 - ・本計画の宅地供給量はどの程度を予定されており、小中学校への影響は問題ないのか。
 - ・住宅地区が、本計画の商業業務地区と区域南側の商業地に挟まれるようになるため、住宅地内に多くの車が通ることが懸念される。
 - ・説明のあった交通量については、商業店舗が出店したことを加味して算出しているのか。
- 事務局
 - ・宅地供給は事業計画において、約750戸を予定しており、学区については、四郷小学校及び井郷中学校の学区となる。土地区画整理事業を立ち上げる際に、事業実施後の生徒数、教室数等については、問題ないことを確認済みである。
 - ・本計画に限らず、通過交通対策は難しいと認識しており、特に本計画は指摘のとおり、住宅地区が南北の商業地に挟まれることになるが、主な交通としては、国道と駅前道路が担い、住宅地内についても土地区画整理事業によって区画道路を整備するため、通過交通が発生しても大きな問題はないと考えている。
 - ・交通量配分については、店舗出店後を想定して算出している。

第1号議案 「豊田都市計画 用途地域の変更について（拳母・八幡地区）」

内容説明

<概要>

- ・拳母・八幡地区は、豊田市駅より南東へ約800mの場所に位置する、スカイホール豊田及びその周辺の区域
- ・当地区は、現在策定を進めている次期都市計画マスタープランの土地利用構想において、都心に位置付けられ、多核ネットワーク型都市構造の中核にふさわしい高水準の都市的サービスを提供するため、商業地としての土地利用を図るべき場所としている。
- ・そのため、当地区においては、商業系土地利用を誘導するような用途地域の変更を行う。
- ・現行の用途地域については、準住居地域及び第一種住居地域の住居系用途地域に指定さ

いる。

- ・今回、充実した都市基盤ストックの更なる活用と国道248号の沿道及び（都）梅坪堤線沿道も含めた面的な商業的土地利用の高まりに対応するため、商業系用途地域への変更を行う。
- ・今回の用途地域の変更に合わせ、建ぺい率及び容積率についても以下のとおり変更する。
- ・市道 十塚八幡線より北側の区域においては、建ぺい率は60%から80%、容積率は200%から300%へ変更する。
- ・市道 十塚八幡線より南側の区域においては、建ぺい率は60%から80%へ変更し、容積率は200%のままとする。
- ・北側と南側において容積率が異なる理由は、それぞれの地区の西側の近隣商業地域の建ぺい率、容積率と同率とするためである。

<建物の用途制限>

- ・現在の用途地域である第一種住居地域及び準住居地域は、3000㎡までの店舗等の建築が出来るなど、比較的規制が緩やかな地区であるが、今回近隣商業地域に変更することで、建築物の制限はさらに緩和される。
- ・変更点は事務所や店舗等における面積制限の緩和と建築物の制限の緩和の2点
- ・1点目は、現在の第一種住居地域では、事務所や店舗、一部運動施設は3,000㎡以下のみとされているものを、今回の変更により面積制限はなくなり、10,000㎡を超える建築が可能となる。
- ・2点目は、現在の第一種住居地域では、カラオケボックスや映画館等の遊戯施設の建築は制限されていますが、今回の変更により建築が可能となる。
- ・制限の変更によって、当地区において商業系土地利用がしやすくなる。
- ・今回の用途地域の変更後、都心における重要な施設として位置付けられているスカイホール豊田の利活用を促進するため、常設興行場としての許可を取得予定であり、現状、1か月間に開催できる興行日数が月に最大で10日に制限をされているが、常設興行場として許可を取得した折には、1か月間に開催できる興行日数の制限はなくなる。

<都市計画手続き>

- ・平成29年7月27日に計画内容の周知のため、地元住民の方への説明会を開催
- ・都市計画法第17条に基づく案の縦覧を、平成29年12月20日から平成30年1月10日まで豊田市都市計画課にて実施
- ・縦覧者、意見書の提出ともしなし
- ・縦覧期間中のホームページのアクセス件数は22件
- ・今後の予定については、平成30年3月末に用途地域の変更の告示を予定

以上、第1号議案 「豊田都市計画 用途地域の変更について（挙母・八幡地区）」内容

説明

質疑応答

○太田委員

- ・今回の変更により、スカイホール豊田の利活用が促進され、人が多く集まることになると思うが、それに伴って、周辺の駐車場を整備する予定はないのか。

○事務局

- ・スカイホール豊田周辺には、既に566台の駐車場整備がされており、自家用車だけでなく、公共交通機関の利用等にて来場されることを想定しているため、今回の用途変更に伴って駐車場整備の予定はない。

○加藤委員

- ・興行日数が増えることは良いことだと思うが、市民の利用に影響を及ぼさないか。

○事務局

- ・スカイホール豊田は、豊田スタジアムと並ぶ大規模スポーツ施設であり、市民利用とのバランスを考慮しつつ、見るスポーツやイベントでの利用の場として活用を進めていきたいと考えている施設である。

○桜井委員

- ・住居系から商業系の用途地域になると、住宅の建て替えの際に不都合が生じないのか。

○事務局

- ・住居系から商業系の用途変更は、建物の制限を緩和することになり、建ぺい率及び容積率に変更されるところは、より大きい建物が建てられるようになる。ただし、大きな街区がないため、そこまで大きな建物が建つことは考えにくい。

○谷口委員

- ・付近には学校等もあると思うが、教育委員会との調整は行っているのか。

○事務局

- ・今回の変更については、教育委員会も含め、関係各課に意見照会を行っている。なお、地元説明会の際にも、付近の学校への影響について特に心配される声はなかった。

○松本会長

- ・第1号議案 採決→全員賛成 原案通り承認
- ・第2号議案 採決→全員賛成 原案通り承認
- ・第3号議案 採決→全員賛成 原案通り承認

第4号議案 「豊田都市計画 地区計画の変更について（大林地区計画はじめ14地区計画）」

内容説明

- ・本議案については、他の都市計画の変更や他法令の改正に伴う形式的な変更であり、地区計画の規制内容に関する変更はない。

<都市計画道路の名称変更に伴う地区計画の変更>

- ・対象となる地区計画は4地区計画
- ・本市の地区計画は、位置や区域界等を表すために都市計画道路名を使用しているが、地区計画の決定以降に都市計画道路名称の変更が行われた場合には、地区計画において引用した箇所を修正する必要がある。
- ・今回は名称変更された2路線について、当該道路を引用した地区計画の変更を行うもの。
- ・変更した2路線は、「都市計画道路豊田今村線」及び「都市計画道路花園八橋」であり、それぞれ「都市計画道路豊田今本線」、「都市計画道路花園里線」に変更
- ・都市計画道路豊田今村線から豊田今本線への名称変更に伴い、大林地区計画、中町地区計画、若林東高根下地区計画の3つの地区計画を変更
- ・都市計画道路花園八橋線から花園里線への名称変更に伴い、花園地区計画を変更

<建築基準法の一部改正に伴う地区計画の変更>

- ・対象となる地区計画は10地区計画
- ・平成30年4月1日より用途地域に新たに「田園住居地域」が追加されることに伴い、建築基準法の一部が改正され、法別表第2の「項ずれ」について整合を図るため、地区計画を変更
- ・「田園住居地域」は、農地と調和した低層住宅に係る良好な住環境の保護を目的とし新たに創設され、住居系用途地域に追加される。
- ・建築基準法別表第2とは、用途地域ごとの建築可能な建築物もしくは建築してはならない建築物を定めたものであり、（い）項には第一種低層住居専用地域内の建築可能な建築物が記載されており、（わ）項には用途指定のない区域に建築してはならない建築物が記載されている。
- ・新たに「田園住居地域内に建築可能な建築物」を住居系の最後として（ち）項に定めることに伴い、現在の近隣商業地域内の建築物の用途の制限を定めた（ち）項以降が一つずつずれる。
- ・建築基準法別表第2における「近隣商業地域」以降の建築物の用途の制限を含んだ地区計画が対象
- ・地区計画の計画書のうち、「建築物の用途の制限」において建築基準法別表第2を引用している箇所について、項ずれ部分を修正する。

<都市計画手続>

- ・都市計画法第16条に基づく原案の縦覧を、平成29年11月15日から平成29年11月30日まで豊田市都市計画課にて実施
- ・縦覧者は若林東高根下地区計画において1名、他の地区計画においては0名、意見書の提出はなし
- ・ホームページのアクセス件数は全14地区合わせて132件
- ・都市計画法第17条に基づく案の縦覧を、平成29年12月20日から平成30年1月10日まで、豊田市都市計画課にて実施
- ・縦覧者は0名、意見書の提出はなし
- ・ホームページのアクセス件数は全14地区合わせて97件
- ・本日の審議会を経たのち、都市計画道路の名称変更に伴う変更案件については、3月市議会を経て、平成30年3月の地区計画の告示、建築物制限条例の施行を予定
- ・建築基準法の一部改正に伴う変更案件については、愛知県からの協議回答を受け、建築物制限条例について3月市議会を経て、法律の施行日である平成30年4月1日に地区計画の告示、建築物制限条例の施行を予定

以上第4号議案「豊田都市計画 地区計画の変更 大林地区はじめ14地区」内容説明

質疑応答

○谷口委員

- ・本市において田園住居地域を指定する予定はあるのか。

○事務局

- ・現在、本市においては指定の予定はない。

○松本会長

- ・この田園住居地域とはどのようなものなのか。

○事務局

- ・住居系用途地域の一つであり、低層住宅において、農産物の生産や、集荷、貯蔵に供するもの等を建築可能となるなど、農業の利便増進を目的とした用途地域である。

○松本会長

- ・第4号議案 採決→全員賛成 原案通り承認

報告事項 「豊田市緑の基本計画」

内容説明

<概要>

- ・本計画は今年度末に策定完了し、公表予定
- ・緑の基本計画とは、都市緑地法に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的として定めるもの
- ・計画期間は2018年から2027年までの10年間
- ・位置付けとしては、上位計画である第8次豊田市総合計画を踏まえ、豊田市都市計画マスタープランや愛知県広域緑地計画との整合を図りながら策定
- ・対象とする緑は、公共施設、樹林、宅地や民間施設、水辺、農地

<緑の現状及び課題>

- ・本市の緑の現状及び課題を把握するため、現行計画の指標と市民アンケートの結果を用いて整理
- ・現行計画に指標は緑地率、緑被面積、公園・緑地の配置率の3つ
- ・緑地率とは豊田市が毎年実施している土地の利用状況調査結果を用い、都市計画区域内における農地（田・畑）、山林、公園などの地目の割合
- ・平成28年度末時点で約66.3%であり、平成19年から約0.4%減となっているが、緑の量は概ね維持できている。
- ・維持できた要因としては、高速道路周辺の樹木の生長による現況地目の変更であり、依然として開発に伴う市街地周辺の農地や山林の減少が懸念される。
- ・緑被面積とは豊田市駅及び新豊田駅を中心とする地区である都心(約196ha)における樹林地や草地で覆われた面積
- ・都心は周辺地域に比べて緑量が少ない状況を踏まえ、平成24年からの緑化地域制度の運用開始などによる緑化の促進などにより平成19年から約6,400㎡増えているが、まだまだ緑は不足している状況であるため、今後も継続した緑化が必要
- ・公園・緑地の配置率とは公園・緑地に歩いて行ける誘致圏を250mとし、市街化区域内（工業専用地域を除く）に対して、公園・緑地がどのくらい配置されているのかを算出したもの
- ・配置率は区画整理事業を中心とした公園整備が進んだこともあり、大きく増えており、今後も継続した緑化が必要
- ・平成28年度に実施した市民アンケート結果から、緑に対する市民の意識について整理をした。
- ・市全体量の緑の量については、満足・やや満足と感じている人が約4割を占め、不満・やや不満と感じている人の割合より高くなっているため、市全体の緑の量としては、現在の量の維持を目指す。
- ・一方、都心の緑の量については、満足・やや満足と感じている人より、不満・やや不満

- と感じている人の割合が高くなっているため、今後も緑の量を増やしていく必要がある。
- ・公園の利用状況については、およそ半分の人はほとんど公園を利用していない状況であり、緑に関する取り組みの市民のニーズは、緑の講座や緑化イベント、公園づくりのワークショップへの参加などに興味がある。
 - ・本市の緑の現状をまとめると、都心の緑化促進はまだ必要だが、現行計画に基づく緑の量の充実が図られてきたことがわかる。
 - ・今後は、市民アンケート結果なども踏まえ、整備してきた緑の効果を高めるために、公園などの魅力向上や人が緑に関わることに着目していく必要がある。

<計画のポイントと施策体系>

- ・次期計画のポイントは、整備や保全された緑を、地域の交流や健康づくりなどの活動場所として活用し、緑の価値（＝質）を高めていくこと
- ・本計画がめざすべき緑の姿を「まちと人に多様な豊かさをもたらすとよたの緑」に設定
- ・市民をはじめとする緑の担い手が、多彩な緑を活用することにより、まちやひとへの活力、緑や地域に対する愛着及び誇りが育つ豊かな地域の実現を目指す。
- ・本市には、広大な市域の中に多彩な緑があるため、第8次豊田市総合計画の土地利用基本構想に基づく4つのゾーンを踏まえ、各地域の特色をいかした緑の保全・創出を図る。
- ・市街地ゾーン及び都市・田園共生ゾーンでは、主に市街地やその周辺において、都市の暮らしと調和した緑の創出を図り、都市近郊自然共生ゾーンや森林環境共生ゾーンでは、既存の緑が十分確保されているため、公益的な機能を有する森林等の保全を図る。
- ・緑の持つ機能を最大限に発揮させるため、保全や整備された緑の拠点を、河川や緑道などでつなげることにより、水と緑のネットワークを形成する。
- ・そのネットワークを緑の骨格構造と言う。
- ・「緑の骨格構造」は、緑の環境都市軸、緑の内環、緑の外環、河川環境軸で構成され、それぞれの構造を強化にすることで、水と緑との調和が図られた都市を実現する。
- ・次期計画の基本方針では、緑のストックを積極的に活用する、新たな基本方針「いかす（活用）」を設定し、現行計画の基本方針である「まもる」、「ふやす」、「つなげる」、「育てる」の考え方を継承しながら、めざすべき緑の姿を実現する。
- ・施策体系としては、5つの基本方針に基づく、3つの重点プロジェクトと33の基本施策から構成する。

<重点プロジェクトと基本施策>

- ・重点プロジェクトとは、めざすべき緑の姿を実現にするため、緑を取り巻く状況の変化を踏まえ、豊田市の持つ課題の解決に向け重点的に取り組むもの
- ・基本施策は、基本方針に沿って着実に実施する取組

- ・「緑のプラットフォーム」、「都市の暑さ対策」、「水と緑のネットワーク」の 3 つを重点プロジェクトとする。
- ・「緑のプラットフォーム」の目的は、地域コミュニティの絆を深め、人と人とを結びつける地域の緑を重要な拠点とし、これらの緑を地域などが主体的に活用すること
- ・市民との共働による緑の活用を推進するため、公園や河川などのあり方や活用方法について検討し、行動する「緑のプラットフォーム」を設置し、誰もが緑に関われるような仕組みを構築する。
- ・具体的な施策として、身近な公園・緑地などの活用では、地域の活用を見据えた公園整備時のワークショップの開催や扶桑公園など既存公園を上手に利用している団体の拡充を図る。
- ・身近な河川の活用では、現在活動している岩本川の活用を支援するとともに、モデル地区として PR を実施し、他の地区での活用を促進する。
- ・「都市の暑さ対策」については、近年、地球温暖化による気温上昇やヒートアイランド現象など様々な要因により、都市の暑さは強まっているため、まちなかの緑化、緑に関する市民意識の向上、原因の調査・研究を進め、都市の暑さの緩和を目指す。
- ・その実現へ向けた施策として、
 - ①都心の地熱上昇の抑制を図るため、スタジアムアベニューの街路樹整備や緑化地域制度などによる民有地緑化を充実していく。
 - ②市民・行政との共働により矢作川河畔環境を改善し、河川からの涼風を誘引し、気温測定による効果検証を進め、ヒートアイランド緩和に向けた調査・研究を進めていく。
 - ③都市の暑さによる実生活等への影響を、講座等で体験・認識してもらい、市民の緑の必要性に関する意識の向上を図り、緑の保全や緑化の推進を図っていく。
- ・「水と緑のネットワークの形成」では、都市環境の改善、生物多様性の保全、良好な都市景観を形成し、緑に囲まれたまちの実現を目指す。
- ・その実現へ向け、緑の骨格構造である「緑の環境都市軸」、「緑の内環」、「緑の外環」、「河川環境軸」の強化を図る。
- ・具体的な施策として、
 - ①都心の憩い・にぎわいなどを創出するため、本市のシンボルとなる中央公園の整備を進めていく。
 - ②都市の暑さ対策と同様に、都心の緑化を推進していく。
 - ③矢作川の更なる活用や魅力向上を図るため、矢作川河畔環境を改善し、新たなにぎわいの創出に向けた散策路やサイクリングロード等の整備に向け、国の制度を活用していく。
 - ④都市環境の維持・向上、景観形成等に重要となる都市近郊林について、緑地保全地域などの制度を活用し、保全を目指す。
- ・基本施策は、第 8 次豊田市総合計画前期実践計画、現行計画からの継続施策を踏まえ 3 3 施策を設定（詳細は割愛）

<緑の状態指標>

- ・本計画では、「めざすべき緑の姿」にどの程度近づいているかを定量的に確認するため、「緑の状態指標」を掲げている。
- ・緑に関わる人・団体が増加することを目指し、緑に関する講座の参加人数や緑に関わる活動団体数を増やしていく。
- ・活動する緑のフィールドを確保するため、都市計画区域内の緑地率の現状維持を目指す。
- ・状態指標の進捗状況については、第8次総合計画の前期実践計画の進捗管理と合わせ実施していく。

以上 報告事項「豊田市緑の基本計画」内容説明

質疑応答

○谷口委員

- ・次期計画のポイントの緑の活用について、活用する主体の「だれが」のところには市民、地域組織、NPO団体、企業などと記載されており、「など」の中には当然行政も含まれていると思うが、行政という言葉も明記した方が良いのではないか。

○事務局

- ・当然行政は含まれている。ただし、行政は活用を支援する立場でもあるため、記載はしていなかった。

○伊藤委員

- ・公園の管理について、具体的にどのようにしていく方針なのか。

○事務局

- ・公園課と調整しながら検討していく必要があると思う。例えば扶桑公園では、地元が主体となって維持・管理をしており、良好な公園環境を保っている例がある。地域と連携しながら管理の方法を考えることも必要だと考えている。

○伊藤委員

- ・夏になると公園には多くの草が生えている現状があり、なかなか公園が利用されていないということではないか。

○事務局

- ・公園の利用状況については、アンケート調査の結果から公園の利用ニーズが変わってきていることもわかってきているため、多様な人が利用できる公園づくりをめざしていきたい。

○河木委員

- ・中心市街地の緑被率について、今後も増やしていく方針であると思うが、再開発事業においても緑の確保には苦勞をした結果、歩道に木を植えるなど水平展開になっている。意見として、水平展開だけでは無理があるため、今後垂直展開もしていくべきであり、その評価の仕方も検討していく必要があると思う。

○事務局

- ・都心における緑化について、緑被率の増加は容易ではないことは認識しているが、緑化地域制度等を活用し、壁面緑化等も含めて緑化を推進していきたい方針である。

○建部委員

- ・全体的に緑を増やしていくことが目的化されているように感じてしまう。市民目線に立って、自分たちがどのように関われるかがわかるような計画にした方が良いと思われる。

○事務局

- ・今回の計画のポイントは、いかす・活用することであるため、ポイントがわかる表現を工夫し、市民が関わりやすいような施策展開を行えるよう、事業課と調整していきたい。

(閉会時間 午後4時)

会議録署名者	議長	_____	印
	委員1	_____	印
	委員2	_____	印